

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図) 廃棄物管理規則 付属書 (別表-1) 廃棄物管理者一覧表 23.05.12							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】						単位ト
	産業廃棄物の種類	汚泥 燃えがら ばいじん	廃油	廃酸 廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス 陶磁器くず がれき類
	排出量	1,554	1,022	353	219	44	4.2
	(これまでに実施した取組) ・生産数量が減り、結果廃棄物も全体的に減った。						
② 計画	【目標】						単位ト
	産業廃棄物の種類	汚泥 燃えがら ばいじん	廃油	廃酸 廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス 陶磁器くず がれき類
	排出量	1,538	1,011	350	217	43	4
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定はない。						
産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・従来、埋立処分を行っていた一部の廃プラスチックを選別処分に変更した。						
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・従来、直接焼却かりサイクルプラで処理していた廃プラスチックを有価売却を模索し、有効料率の更なる向上を図る。						

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			単位
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 ^{トン}	0 ^{トン}	
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			単位
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 ^{トン}	0 ^{トン}	
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			単位
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	966 ^{トン}	0 ^{トン}	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	966 ^{トン}	14,596 ^{トン}	
(これまでに実施した取組) ・排ガス・廃液焼却炉施設の適正稼働維持。				
② 計画	【目標】			単位
	産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	957 ^{トン}	0 ^{トン}	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	957 ^{トン}	14,450 ^{トン}	
(今後実施する予定の取組) ・排ガス・廃液焼却炉施設で廃油を処分しているが、施設の老朽化が進んでいることから、今後も施設の保全に努めてゆく。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】							単位トン
	産業廃棄物の種類	—			—			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0トン			0トン			
	(これまでに実施した取組)							
② 計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	—			—			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0トン			0トン			
	(今後実施する予定の取組)							
産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】							単位トン
	産業廃棄物の種類	汚泥 燃えがら ばいじん	廃油	廃酸 廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス 陶磁器くず がれき類	
	全処理委託量	1,554	1,022	353	219	44	4.2	
	優良認定処理業者への処理委託量	1,554	55	72	219	44	4.2	
	再生利用業者への処理委託量	1,554	23	0	4	44	4.2	
	認定熱回収業者への処理委託量	935	3	0	3	0	2.9	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.44	29	0	212	0	0	
(これまでに実施した取組) ・ 処理業者先の視察を再開。								

	【目標】	単位 ^{トン}					
		産業廃棄物の種類	汚泥 燃えがら ばいじん	廃油	廃酸 廃アルカリ	廃プラ	木くず
② 計画	全処理委託量	1,538	1,011	350	217	43	4
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,538	55	71	217	43	4
	再生利用業者への 処理委託量	1,538	23	0	4	43	4
	認定熱回収業者への 処理委託量	926	3	0	3	0	3
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	28	0	210	0	0
	(今後実施する予定の取組)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 活性汚泥処理の安定化を図るため、余剰汚泥の排出増加継続。 ・ 廃プラスチックの有価売却。 							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物管理者一覧表

